埼玉県における騒音職場の管理の実態

主任研究者 埼玉産業保健推進センター所 長 和田 攻 共同研究者 埼玉産業保健推進センター相談員 武石容子、宇佐見隆廣 植田康久、星野ゆかり 児島俊則

I はじめに

近年、全国で等価騒音レベル 85dB(A)以上の騒音 職場で従事する労働者は 100 万人以上と推定されて いる。しかし騒音健診の受診者数は年間 20 万人強に 過ぎず、騒音性難聴の労災認定は年間 500 件前後を 推移したままである。現在、騒音性難聴には有効な 治療法がなく、騒音測定により予防的に対策を講じ ることが非常に大切である。騒音作業による健康障 害は個人差が大きく、各人の騒音健診結果から就業 上の措置を講ずる必要がある。このように騒音職場 管理の重要性が示唆されていながらも、これまで埼 玉県内の管理実態を把握するには至っていなかっ た。そこで今回、平成4年に策定された「騒音障害 防止のためのガイドライン」(以下「ガイドライン」 と省略)に示されている管理の実施状況から問題点

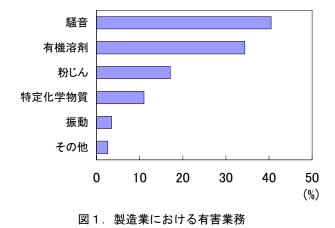
Ⅱ 対象と方法

平成17年度全国労働衛生週間に、大宮、浦和、所 沢地区労働基準協会の協力を得て、各地区労働基準 協会会員事業場より製造業1000事業場を対象に、郵 送による「ガイドライン」に基づいたアンケート調 査を実施した。回答が得られた346事業場(回収率 34.6%)のうち、騒音職場を有する140事業場を解 析対象とした。

Ⅲ 結果

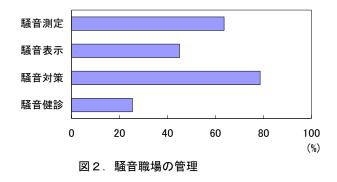
1. 製造業における騒音職場の背景

製造業 346 事業場はそれぞれ粉じんや有機溶剤な どの有害業務を有していたが、中でも騒音は 140 事 業場と最多であった(図 1)。騒音職場を有する 140 事業場の事業場規模は 50 人以上 300 人未満が 47.9% と最も多く、労働衛生管理体制の整っている事業場 が 82.1%、その他の有害業務を有する事業場が 66.4% であった。



2. 「ガイドライン」による管理状況(図 2)

騒音測定は 63.6%の事業場で実施されていた。騒 音表示は 45.0%(第 II 及び III 管理区分 76.9%)、騒音 対策は 78.6%(第 II 及び III 管理区分 98.1%)実施され ていたが、その内容は防音保護具の対応が 67.1%(第 II 及び III 管理区分 92.3%)と最多であった。騒音健診 はわずか 22.1%(第 II 及び III 管理区分 36.5%)しか実 施されておらず、大部分の 64.3%は一般健診で代用 されていた。有所見者に対する保健指導は 62.9%実 施されていたが、その内容は産業医の関わりが 30.7%と最多であった。就業上の措置は 56.4%実施さ れ、その内容は防音保護具の使用が 50.7%と最多で あった。労働衛生教育は 60.7%実施されていたが、 その内容は防音保護具の使用方法が 47.9%と最多で あった。また、「ガイドライン」の認知は 45.0%、 日本耳鼻咽喉科学会(以下日耳鼻と省略)指導によ る騒音性難聴担当医の活用に関する認知は 26.4%と 低率であった。一方、管理上大切なこととして事業 者の理解が 62.1%、産業保健推進センターへの希望 として労働衛生教育が 13.6%見られた。以上、管理 の実施状況からは聴覚管理が最も立ち後れていた。



3. 不十分な管理状況に至る背景(表 1)

これらの管理状況が不十分となる背景について は、事業場規模が小さいほど労働衛生管理体制が整 わない傾向にある結果を得た。同時に「ガイドライ ン」に対する認知度にも低い傾向が見られた。

	事業場規模(人)		
	1~49	50 ~ 299	300~
			(%)
労働衛生管理体制	52.1	100.0*	100.0*
「ガイドライン」認知	27.9	51.6*	81.0*
騷音測定	34.9	84.4*	90.0*
騒音表示	20.9	51.6*	90.5*
騒音対策	67.4	93.7*	95.2*
騒音健診	11.6	20.3	57.1*

表1. 事業場規模と騒音職場の管理

IV 考察

1. 聴覚管理の立ち後れ

* : p < 0.05

騒音性難聴の予防のためには騒音健診による有所 見者の選定が是非とも必要である。しかし、今回の ように多くが一般健診で代用されているような状況 では、それ以降の保健指導や就業上の措置が不十分 となる可能性がある。したがって、今後、騒音職場 では一般健診から騒音健診への切り換えが必要とな るであろう。このように騒音健診が十分行われてい ない背景として、行政指導による特殊健診のため、 義務化されていない影響などがあるものと考えられ た。健診結果の評価及び保健指導については「ガイ ドライン」の解説で「耳科的知識を有する産業医ま たは耳鼻咽喉科専門医が行う」となっている。しか し現状では産業医にそれを求めるのは困難であり、 騒音性難聴担当医の受診を勧めるのが妥当と考えた い。

2. 不十分な管理状況を打開するための方策

地域産業保健センターによる小規模事業場への働 きかけ、産業保健推進センターによる事業主セミナ ーや事業場への講師派遣を通して「ガイドライン」 の啓蒙、騒音健診を必須とした行政指導の徹底など が必要と考えられる。その際、聴覚管理については 日耳鼻指導による騒音性難聴担当医活用のさらなる 普及(平成14年頃日本医師会、労働福祉事業団、厚 生労働省から地域産業保健センター、産業保健推進 センター、労働局に騒音性難聴担当医名簿及びその 活用方について配布済み)に努めることが必要であ る。

V おわりに

以上より、これからは現行の労働安全衛生規則の 対象作業場を「ガイドライン」並みにするなどさら なる改正が必要となるであろう。その際には騒音健 診の法定化も視野に入れた検討が必要と考えられた。